Access Line powered by MDA個別規定

BBIX株式会社

第1章 総則

第1条 (適用範囲)

- 1. BBIX株式会社(以下「当社」といいます。)は、このAccess Line powered by MDA個別規定(以下「本個別規定」といいます。) 及び Open Connectivity eXchange利用規約に基づき、Access Line powered by MDAサービスを提供します。Access Line powered by MDAサービス内容の詳細は、別途当社が提供する「OCX ドキュメントサイト(https://docs.ocx-cloud.net/docs/intro)」に定めるとおりとします。
- 2. Access Line powered by MDAサービスは、Open Connectivity eXchangeのリソースメニューのひとつとして、ビルテナントおよび丸の内ダイレクトアクセス株式会社が提供する大手町第2データセンター、丸の内データセンターからOpen Connectivity eXchange提供拠点となるデータセンターまでの接続と、同所でのOpen Connectivity eXchangeのPhysical Portサービスをパッケージで提供するものです。Physical Portサービスの利用に関しては別途定める「Physical Port個別規定」に従うものとします。
- 3. 本個別規定は、Open Connectivity eXchange利用規約に定める個別規定として Access Line powered by MDAサービスの利用条件を定めるものです。
- 4. 本個別規定とOpen Connectivity eXchange利用規約で相反する内容が発生した場合、本個別規定を優先するものとします。
- 5. 本個別規定に定めのない事項については、Open Connectivity eXchange利用規約に 定める規定が適用されるものとします。

第2条 (定義)

本個別規定において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。Open Connectivity eXchange利用規約に定める用語は同じ意味を有するものとします。

- 「Access Line powered by MDA利用者」とは、Access Line powered by MDA利用 契約を締結した者をいいます。
- 2. 「Access Line powered by MDA利用契約」とは、本個別規定に基づきAccess Line powered by MDA利用者と当社の間で成立するAccess Line powered by MDAサービスの利用に関する契約をいいます。

第2章 利用契約

第3条 (利用契約の条件)

- 1. Access Line powered by MDA利用契約の締結は、専用コントロールパネルの利用契約を締結していることが前提となります。
- 2. Access Line powered by MDAサービスの最低利用期間は、第11条に定める課金開始日から、課金開始日が属する月の翌月を1ヶ月目として12ヶ月目の末日までとします。

第4条 (利用契約の単位)

当社は、1回線ごとに1つのAccess Line powered by MDA利用契約を締結します。

第5条 (利用契約の成立)

- 1. Access Line powered by MDA利用契約の申込は、予め本個別規定に同意の上、当社所定の方法により、当社に対して行うものとします。
- 2. 当社はAccess Line powered by MDA利用契約の申込者から提供された情報に基づき、Access Line powered by MDAサービスの提供の可否を判断します。
- 3. Access Line powered by MDA利用契約は、前2項に従って行われた申込を当社が承諾した上で、その承諾をAccess Line powered by MDA利用者へ当社所定の方法(専用コントロールパネル上での表示を含む)により通知した日に成立するものとします。

第6条 (キャンセル)

- 1. Access Line powered by MDA利用契約の成立後、第11条に定める課金開始日までに限り、当社所定の方法により、その利用契約のキャンセルを当社に対して申告できるものとします。
- 2. Access Line powered by MDA利用契約の成立後、その利用契約のキャンセルを申告するまでの期間に発生した工事費および回線費用等における実費相当分については、申込者は当社が定める期日までに支払うものとします。

第3章 Access Line powered by MDAの提供

第7条 (Access Line powered by MDAの提供範囲)

当社は、Access Line powered by MDA利用者に対し、本個別規定の内容に従い、Access Line powered by MDAサービスを提供するものとします。

第8条 (利用帯域の制限)

当社は、Access Line powered by MDAサービスの提供について著しい影響を与える恐れがある場合に、事前の通知を行うことなく直ちにAccess Line powered by MDA利用者のトラフィックを制限することができるものとします。

第9条 (利用の停止)

当社は、Access Line powered by MDAサービスの提供にあたり当社が使用している回線の提供事業者が、回線設備維持等のために工事等が必要となった場合は、Access Line powered by MDA利用者に対して事前に書面等により通知し、Access Line powered by MDAサービスの提供を停止または終了することができるものとします。

第10条 (利用の終了)

当社は、Access Line powered by MDAサービスの提供が困難であると判断した際には、Access Line powered by MDA利用者に対して事前に書面等により通知し、Access Line powered by MDAサービスの提供を終了することができるものとします。

第4章 利用料金

第11条 (利用料金及び利用料金の計算方法)

- 1. Access Line powered by MDAサービスの利用料金及び支払い条件は、当社が別途定めるとおりとします。
- 2. 前項の利用料金について、当社又は集金代行業者により、当社又は集金代行業者の定める方法にて請求を行います。
- 3. 利用料金は、第5条に定める契約成立日の翌日を1日目として90日目またはMDA 大手町 データセンター内の該当Physical Portのリンクアップを当社が確認した日のいずれか早 い日を課金開始日としして計算します。なお、課金開始日が属する月の月額料金は、暦 日数を用いて日割計算するものとします。
- 4. 利用料金は、毎月末日締めにて算出するものとします。
- 5. Access Line powered by MDAサービスの利用料金の課金終了日は、当社がAccess Line powered by MDA利用者の解約申込を確認した日が属する月の翌月末日とします。
- 6. Access Line powered by MDA利用契約が第12条に定めるAccess Line powered by MDA利用者による解約以外の方法で終了した場合、Access Line powered by MDAサービスの利用料金の課金終了日は、Access Line powered by MDA利用契約の終了日とします。この場合の課金終了日が属する月の月額料金は暦日数を用いて日割計算するものとします。
- 7. Access Line powered by MDA利用者によるAccess Line powered by MDA利用契約の解約又は当社によるAccess Line powered by MDA利用契約の解除により、第3条に定める最低利用期間が満了する前に利用契約が終了した場合、利用者は、第12条に定めるAccess Line powered by MDAサービスの契約終了日の属する月の翌月から、第3条に定める最低利用期間の終了月までの残存月数に月額料金を掛けた金額を、契約終了後に当社に一括して当社が定める期日までに支払うものとします。ただし、本個別規定の定めに従い当社が損害賠償に応じるべき事態が発生し、これを理由としてAccess Line powered by MDA利用契約が終了した場合には、この支払いは発生しないものとします。

第5章 Access Line powered by MDA利用契約の終了

第12条 (Access Line powered by MDA利用者による解約)

- 1. Access Line powered by MDA利用者がAccess Line powered by MDA利用契約を解約しようとするときは、当社所定の方法により、当社に対して申込を行うものとします。
- 2. 前項に従って行われたAccess Line powered by MDA利用者からの解約の申込を当社が承諾した上で、Access Line powered by MDA利用契約の終了日をAccess Line powered by MDA利用者へ当社所定の方法(専用コントロールパネル上での表示を含む)により通知するものとします。

第13条 (専用コントロールパネルの利用契約終了による終了)

専用コントロールパネルの利用契約が終了した場合は、Access Line powered by MDA利用契約は自動的に終了します。

第14条 (利用契約終了時のVirtual Circuit Interfaceの解約)

Access Line powered by MDA利用契約が終了した時点で、該当Physical Portに紐づけられているVirtual Circuit Interfaceについては、自動的に解約されるものとします。

第15条 (利用契約終了後の取扱い)

Access Line powered by MDA利用契約の終了時点で存在するAccess Line powered by MDA利用者の一切の債務については、Access Line powered by MDA利用契約終了後においても、その債務が履行されるまで消滅しないものとします。

第6章 その他

第16条 (お客様情報)

- 1. Access Line powered by MDA利用者は、当社がAccess Line powered by MDAサービスを提供するために必要な情報を当社に通知するものとします。また、当社がこれらの情報を、Access Line powered by MDAサービスの提供にあたり当社が使用している回線の提供事業者に通知し、その情報を記録・保管することを予め了承するものとします。
- 2. 当社は、前項に定めるAccess Line powered by MDA利用者の情報を、本個別規定に関する業務の遂行の目的にのみ使用し、前項に基づき回線の提供事業者に提供する情報を、Access Line powered by MDAサービスを提供するための業務以外の目的に使用しないこととします。

第17条 (SLAの非設定)

Access Line powered by MDAサービスについては、当社はService Level Agreement (SLA) を設定しません。

第18条 (免責事項)

当社は、Access Line powered by MDAサービスに関連する設備の設置・撤去・復旧の工事において、利用者に関する利用者側設備等に損害を与えた場合、物理的な損害に限り利用者に対し賠償します。但し、それがやむを得ない理由によるものであるときは、当社は責任を負いません。

(2023年 2月 1日 制定実施)